

地方自治と子どもの居場所、多様な学びの総合的支援

—子どもの権利条例の制定動向を踏まえて

喜多 明人

1 「子どもの居場所」施策をめぐる国の動き

*2023年12月1日、こども家庭審議会答申

『今後5年程度を見据えたこども施策の基本方針と重要事項等—こども大綱の策定に向けて』

「その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。」

「誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、『こどもの居場所づくりに関する指針』に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。」

*2023年12月22日「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定。

◆「子どもの居場所」に関する社会的意味

人間は社会的な動物であり、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素である。当然、こども・若者が生きていく上でも不可欠と言えるものであり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題である。

◆「子どもの居場所づくり」の目的・方針

こどもの居場所づくりが目指す理念とは、こども基本法及び「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に則り、全てのこどもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにすることである。その際、こども・若者の視点や子育て当事者の視点に立つこと、全てのこども・若者の健やかな成長や幸せな状態（ウェルビーイング）の向上に資すること、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援であることが必要である。

◆指針が示した「権利の擁護」、「幸福な生活」と子どもの現実とのギャップ

◆指針における不登校対策は、COCOLOプラン（3、31通知—後述）に依存。

2 こども基本法・こども大綱の制定と政府の不登校政策の動き

◆子どもの意見表明・参加の権利の法制化

◆子どもの自己決定的な意見表明権の重視

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」(Nothing about us without us) というメッセージがあるように、子どもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するには、子どもが意見を表明する機会が確保され、周囲の関係者が意見を聴き、適切に考慮・反映する環境が整えられることが前提となる。」(『子どもの権利擁護に関するワーキンググループとりまとめ』2021年5月より)

◆子ども政策策定の土台となる子ども観の提示

*2023年12月22日『こども大綱』閣議決定

「こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支

えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。」 『こども大綱』9 ページ。

◆子ども政策の基本的方針・重要事項（9 条）

「こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。」 『こども大綱』10 ページ。

「こどもの権利条約を誠実に遵守するとともに、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による見解……を踏まえて国内施策を進めるとともに、我が国の取組を国際社会に積極的に発信するなど国際的な取組に貢献する」 『こども大綱』14 ページ。

「子どもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実施把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。」 『こども大綱』15 ページ。

◆子どもの自己決定要求に依拠した学校内外の学ぶ権利の行使

*2023 年 3 月 31 日、文科省通知「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について」（以下、3、31 通知という）

「児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、（中略）児童生徒や保護者に必要な支援を行うことが重要であること。」

◆「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」を 300 校設置

資料 1

◆「学びの多様化学校」に制度的表示を変更

*2023 年 8 月 31 日付、文科省通知

資料 2

「文部科学省として、当該学校の名称を、従来使用していた「不登校特例校」に代えて、新たに「学びの多様化学校」とすること。」

⇒この通知は、個別の学校名称の変更ではなく、制度的な表示の変更であり、方向性としては、「不登校」対策から「学びの多様化」（多様な学び）対策への政策的な転換を示唆する文書として注目しておく必要がある。（韓国「代案学校」、台湾「実験学校」と並んでオルタナティブスクール名称として、日本「学びの多様化学校」が並ぶ日も近い？）

◆校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置

⇒学校自体が子どもの多様な学びの要求にこたえられるように見直しを図る第一歩

「自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待できる。」（3、31 通知）

*「校内フリースクール構想」の一種

資料 3

◆校内フリースクールおよび「校内分教室」づくりの課題

3 地方自治と子どもの居場所、多様な学びの支援

—子どもの権利条例の分析を通して

◆学校外の多様な学びと公民連携の意義

◆地方自治のもとで、多様な学びへの公的支援

○保護者、民間団体にとって切実な経済的支援（詳しくは、吉田報告・茨城県報告参照）。

○民間団体への総合的な公的支援 認証制度（長野県報告参照）

○継続的安定的な運営、環境整備、予算措置等を図るための条例化（喜多報告）

1) 総合的な子どもの居場所の条例化—社会教育としての公設民営フリースペース

川崎市子どもの権利に関する条例（2000年12月制定）

（子どもの居場所）

第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

2) 学校外の多様な学びの場の継続、安定的な運営とそのための意識改革を図る条例

高根沢町子ども条例（2020年4月1日施行）

第7条 町は、不登校の子どもが学校外においても学ぶことができる場所及び機会を確保するほか、子どもの多様な学びの機会の充実を図るものとする。

武蔵野市子どもの権利条例（2023年3月公布）

第3条（子どもにとって大切な権利）—5 自分の意思で学ぶ権利

第15条（多様な学びの場）

市は、何らかの理由により学校に通うことのできない子どもが自らの社会的自立を目指し、自らに適した学びの場を選択できるように、多様な学びの場の拡充に努めます。

2 市は、学校以外の多様な学びの場においても、子どもが安心して学ぶことができるよう、環境の整備と子ども1人ひとりの状況に応じた支援を行うよう努めます。

3) フリースクールと学校、行政との連携推進を目的とした条例

千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例（2023年4月施行）

第3条2項

不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が再び登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと

同条3項

不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援すること

（学校の役割）

第6条（1 略）

2 学校は、基本理念にのっとり、在籍する不登校児童生徒がその状況に応じた教育を受けられるよう、当該不登校児童生徒がフリースクール等を利用する場合には、当該フリースクール等との連携に努めるものとする。

（フリースクール等の役割）

第7条 フリースクール等は、基本理念にのっとり、県、市町村、学校、児童生徒の保護者その他の関係者と連携を図りながら、不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に関する活動を行うよう努めるものとする。（2 略）

（財政上の措置等）

第9条 県は、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2023.12.26

大阪府公立高に 不登校の特例校

知事表明 全国初

大阪府は25日、不登校の生徒が特別なカリキュラムで学べる不登校特例校(学びの多様化学校)の府立高校を設置する方針を明らかにした。設置時期や設置校などの詳細は今後検討する。公立小(や私立高の不登校特例校)はあるが、公立高校は全国初という。

吉村洋文知事が表明し、「コロナ禍などの影響で不登校の児童生徒が増えている、対策や支援策の強化が必要だと判断している」という。吉村知事は「小中学校で不登校になると、そのまま高校に延ばす可能性が高くなる。早い段階で準備をす

べきだ」と説明した。府教委によると、府立高校の不登校生徒数は、2021年度の33399人が22年度に4380人になるなど急増。生徒1千人あたりの割合も40.8人と、公立高校の全国平均(22.9人)を大きく上回っている。

不登校特例校は、総授業時間を減らしたり少人数指導をしたりと、不登校の児童生徒に配慮したカリキュラムを組むことができる。全国に24校あり、文部科学省が27年度までに全都道府県と政令指定都市に1校以上設ける目標を掲げている。

「小中学校で不登校になると、そのまま高校に延ばす可能性が高くなる。早い段階で準備をす

フリースクール料金助成へ 東京都 不登校支援 月最大2万円

不登校の小中学生への支援策として、東京都はフリースクールの利用料を1人あたり月最大2万円助成する方針を決めた。不登校の子どもが増える中、家庭負担を軽くして子どもの多様な選択につなげる狙いがある。

新年度予算案に関連経費12億円を計上した。対象は約1500人を見込む。都によると、フリースクールの団体や利用者向け支援は茨城県や札幌市などで例があるが、都の取り組みは対象人数や事業総額の規模が大きいという。

不登校の子どもは、文部科学省の2022年度の調査によると、都内の公立小中学校で過去最多の計2万6912人にと

なるフリースクールについて都教育委員会が22年度から調査したところ、授業料は月額平均約4万5千円で、今後15000人程度の需要が見込まれるという。都は、こうした子どもや保護者らへの支援を手厚くする必要があると判断した。

(本多由佳、伊藤あずさ)

加藤 定子さん(かとう・さだこ) 服飾史研究者、元国際シルクロード・アカデミー理事) 21日、肺栓塞(せんそく)で死去、97歳。葬儀は近親者で営んだ。

シルクロードの遺跡で出土した衣服の調査を1970年代から重ね、75歳で博士号を取得。著書に「古代中央アジアにおける服飾史の研究」(2002年)など。死去の直前まで研究活動を続けていた。夫は考古学者の故・加藤九祚(きゅうそ)さん。

チャレンジクラス 不登校の子へ「校内分教室」

居場所確保+自治体負担減 都が独自策

「特例校」進まず 公立中に設置

不登校の子どもへの支援策として、都が公立中学校内に分教室をつくる取り組みを始める。「不登校特例校(学びの多様化学校)」という国の制度があるが、設置負担が大きいこともあり、普及が進んでいない。既存の学校に学級を追加する形にして負担を軽くし、子どもの居場所を増やすねらいがある。(伊藤あずさ)

新年度予算案に関連経費5千万円を計上した。区市町村立10校に1学年1学級ずつ、「チャレンジクラス(校内分教室)」という学級を新設し、指導教員を置く。定員配置基準にのっとった加配で3〜6人程度の担当教員を確保するという。

不登校になった子どもたちが特別なカリキュラムで学べる不登校特例校は、全国に300校設けることを目標としており、現在は全国に24校ある。

都教育委員会によると、不登校特例校は学校の新設が必要のため、自治体には負担の重さを訴える声がある。現状、都内公立は世田谷区や八王子市など5校のみ。そこで教委は、「東京型不登校特例校」という

環境を整えることにしている。また、同級生と顔を合わせることに不安を抱える生徒がいる場合には、登下校時間をずらしたり、入り口を別にしたたりすることを区市町村に提案しているという。

都教委の担当者は、国の不登校特例校制度より設置負担の軽い独自制度を設けることで、分教室の広がり期待する。

2022年度の調査では、都内の公立小中学校で不登校の子どもは2万6912人。文部科学省が都道府県別の調査公表を始めた08年度以降で最多だった。このうち中学は1万6217人(前年度より2620人増)に上る。

こうした現状を受け、都は、従来の不登校支援策も充実させる。

「別室登校」ができる子ども向けの支援員を配置する学校を増やすため、新年度予算案に14億円(今年度11億円)を計上した。

また、オンライン上につくった学校のような仮想空間「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」事業も拡大し、4億円(同2億円)を盛り込んだ。オンライン上でアバター(分身)を動かして友達とおしゃべりしたり、学習したりできるシステムで、現在は8区市の公立小中学生や都立高校生が利用できるが、対象自治体を広げる。

資料 2

令和5年3月にとりまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を踏まえ、「不登校特例校」の名称を、より子供たちの目線に立ったものに変更することとしましたのでお知らせします。

5 初児生第17号
令和5年8月31日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

伊 藤 史 恵

(公 印 省 略)

「不登校特例校」の新たな名称について (通知)

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第56条等に基づき学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとされています(以下、本制度において指定された学校を「当該学校」という。)

文部科学省においては、これまで当該学校を「不登校特例校」と呼称してきましたが、令和5年3月にとりまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)において、「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った相応しいものとします。」とされていることを踏まえ、実際に当該学校に通う子供たちの目線に立った相応しい名称とする観点から、全国の当該学校に通学又は勤務する児童生徒や教職員に対し、新たな名称の募集を行いました。

この度、応募結果を踏まえ、令和5年8月31日に開催された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」において、永岡文部科学大臣から新たな名称の公表を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知を行うようお願いいたします。

記

1. 新たな名称の決定

文部科学省として、当該学校の名称を、従来使用していた「不登校特例校」に代えて、新たに「学びの多様化学校」とすること。

これを踏まえ、今後文部科学省から発出する事務文書等においては、当該学校を「学びの多様化学校」と表記することとする一方、混乱を避けるため、当面の間は「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)」と併記することとする。なお、この度の名称変更に伴い、当該学校の制度や申請手続き等に変更が生じるものではないこと。

2. 自治体や設置者における対応

この度の文部科学省における名称変更は、既存の個別の学校の名称変更を行うよう求めるものではないことはもとより、各自治体や設置者に対し、必ずしも当該学校の名称を「学びの多様化学校」にするよう求めるものではないものの、各自治体や設置者においても、この度の名称変更の趣旨を踏まえ、「学びの多様化学校」若しくは各自治体や設置者において工夫された名称とするなど、適切な対応を御検討いただきたいこと。

3. 名称変更における留意事項

今回の名称の変更は、あくまでも学校教育法施行規則第56条等に基づく指定を受けた学校という分類に対する名称を「不登校特例校」から「学びの多様化学校」に改めたもので、個別の学校に対して新たに名称を付けたものではないこと。各学校等において「学びの多様化学校」という名称を活用する場合は、商標権の侵害等に当たらないよう留意が必要であること。

例えば、「学びの多様化学校」が教育の実施主体としての各学校の個別名称であるように認識されると、同様の名称を使用する他主体の商標権に抵触すると受け止められる可能性があるため、HP等で記載を行う場合は、「文部科学省指定学びの多様化学校」と記載するなど、そこでの「学びの多様化学校」が、文部科学省が示した分類を表すものであり、教育の実施主体としての個別名称を表すものではないことが分かるようにする必要があること。

(使用例) 「文部科学省指定学びの多様化学校 △△市立□□中学校」

また、2. で示したとおり、例えば各都道府県等における条例や、各学校等が作成するパンフレット等について、本通知をもって直ちに「学びの多様化学校」という名称を使用することを求めるものではないこと。

4. 「学びの多様化学校」を含めた全ての学校における取組

特に義務教育段階の学校は、「学びの多様化学校」を含め、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としており、その役割は極めて大きいこと。

その前提の下、「学びの多様化学校」に限らず全ての学校において、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」(令和3年1月中央教育審議会答申)や「教育振興基本計画」(令和5年6月16日閣議決定)で示された、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた多様な子供の状況に応じた学びの一層の推進が必要であること。

(参考資料)

- ・「不登校特例校」の新たな名称について(「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」資料)
- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係

電話：03-5253-4111 (内線：3299)

E-mail：s-sidoul@mext.go.jp

前文

私たち子どもはひとりひとりが個性を持った人間です。

しかし、不登校をしている私たちの多くが、学校に行くことが当たり前という社会の価値観の中で、私たちの悩みや思いを、十分に理解できない人たちから心無い言葉を言われ、傷つけられることを経験しています。

不登校の私たちの権利を伝えるため、すべてのおとなたちに向けて私たちは声をあげます。

おとなたち、特に保護者や教師は、子どもの声に耳を傾け、私たちの考えや個々の価値観と、子どもの最善の利益を尊重してください。そして共に生きやすい社会をつかっていきませんか。

多くの不登校の子どもや、苦しみながら学校に行き続けている子どもが、一人でも自身に合った生き方や学び方を選べる世の中になるように、今日この大会で次のことを宣言します。

一、教育への権利

私たちには、教育への権利がある。学校へ行く・行かないを自身で決める権利がある。義務教育とは、国や保護者が、すべての子どもに教育を受けられるようにする義務である。子どもが学校に行くことは義務ではない。

二、学ぶ権利

私たちには、学びたいことを自身に合った方法で学ぶ権利がある。学びとは、私たちの意思で知ることであり他者から強制されるものではない。私たちは、生きていく中で多くのことを学んでいる。

三、学び・育ちのあり方を選ぶ権利

私たちには、学校、フリースクール、フリースペース、ホームエデュケーション(家で過ごし・学ぶ)など、どのように学び・育つかを選ぶ権利がある。おとなは、学校に行くことが当たり前だという考えを子どもに押し付けないでほしい。

四、安心して休む権利

私たちには、安心して休む権利がある。おとなは、学校やそのほかの通うべきとされたところに、本人の気持ちに反して行かせるのではなく、家などの安心できる環境で、ゆっくり過ごすことを保障してほしい。

五、ありのままに生きる権利

私たちは、ひとりひとり違う人間である。おとなは子どもに対して競争に追いつけたり、比較して優劣をつけてはならない。歩む速度や歩む道は自身で決める。

六、差別を受けない権利

不登校、障がい、成績、能力、年齢、性別、性格、容姿、国籍、家庭事情などを理由とする差別をしてはならない。

例えばおとなは、不登校の子どもと遊ぶと自分の子どもまでもが不登校になるという偏見から、子ども同士の関係に制限を付けないでほしい。

七、 公的な費用による保障を受ける権利

学校外の学び・育ちを選んだ私たちにも、学校に行っている子どもと同じように公的な費用による保障を受ける権利がある。

例えば、フリースクール・フリースペースに所属している、小・中学生と高校生は通学定期券が保障されているが、高校に在籍していない子どもたちには保障されていない。すべての子どもが平等に公的費用を受けられる社会にしてほしい。

八、 暴力から守られ安心して育つ権利

私たちには、不登校を理由にした暴力から守られ、安心して育つ権利がある。おとなは、子どもに対し体罰、虐待、暴力的な入所・入院などのあらゆる暴力をしてはならない。

九、 プライバシーの権利

おとなは私たちのプライバシーを侵害してはならない。

例えば、学校に行くよう説得するために、教師が家に勝手に押しかけてくることや、時間に関係なく何度も電話をかけてくること、親が教師に家での様子を話すこともプライバシーの侵害である。私たち自身に関することは、必ず意見を聞いてほしい。

十、 対等な人格として認められる権利

学校や社会、生活の中で子どもの権利が活かされるように、おとなは私たちを対等な人格として認め、いっしょに考えなければならない。子どもが自身の考えや気持ちをありのままに伝えることができる関係、環境が必要である。

十一、 不登校をしている私たちの生き方の権利

おとなは、不登校をしている私たちの生き方を認めてほしい。私たちと向き合うことから不登校を理解してほしい。それなしに、私たちの幸せはうまれない。

十二、 他者の権利の尊重

私たちは、他者の権利や自由も尊重します。

十三、 子どもの権利を知る権利

私たちには、子どもの権利を知る権利がある。国やおとなは子どもに対し、子どもの権利を知る機会を保障しなければならない。子どもの権利が守られているかどうかは、子ども自身が決める。

二〇〇九年八月二十三日

全国子ども交流合宿「ばおばお」参加者一同

4 多様な学びへの経済的支援の現状と課題 ー全国の自治体の動き 吉田みずえ

1) 資料作成の経緯

2) 実施事例の概要

55事例（48自治体） 2024年2月現在
 [図1]事例事業開始件数の推移 【詳細P.2～3】
 [図2]事業の分類

3) 課題、ベストな事例とは？

それぞれの地域で、自治体と民間教育施設・
 団体、子ども・保護者との意思疎通が図られ、
 制度の設計や更改に反映されることが重要

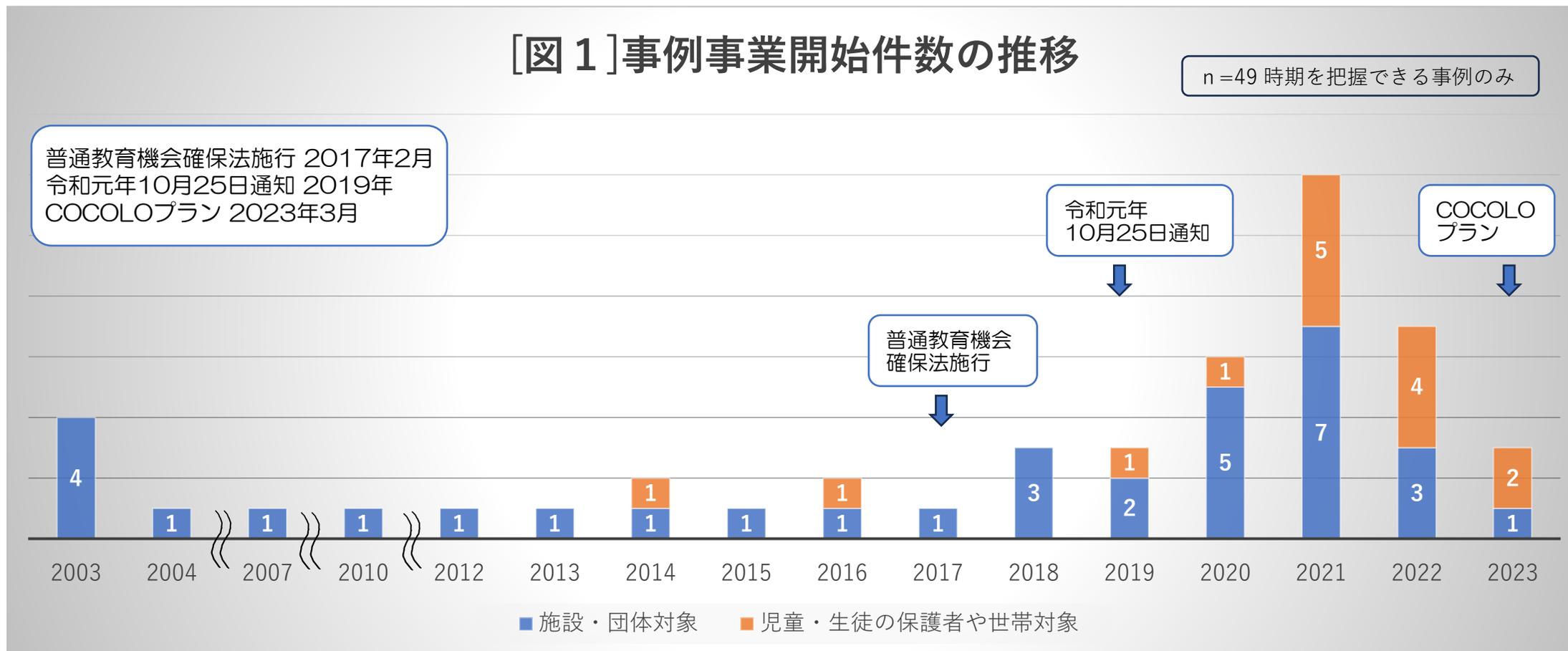
4) 経済的支援が実現した背景や基盤となる取り組み

経済的支援
 公民連携の指針：民間施設ガイドライン など
 民間教育施設や親の会・保護者の会に関する情報提供
 公民連携の協議体 【詳細P.4～5】

対 象	施設・団体 (35)	児童・生徒の保護者や世帯 (20)
仕組み	[指定管理 委託・受託] (25) フリースペース：川崎市 教育支援センター：池田市 世田谷区 横浜市 浜松市 伊東市 戸田市 茅室町 音更町 事業の一部を委託・受託：練馬区 町田市 清瀬市 相談室・居場所・学習支援：射水市 松本市 武蔵野市 大阪市 つくば市 多賀城市 亀山市 船橋市 練馬区1 練馬区2 フリースクール：千葉市1 松川町 訪問型家庭教育支援：横浜市	交通費、実習費等支援 (6) 狛江市 日出町 九重町 新居浜市 栃木県 千葉市 FS利用者調査協力金 (1) 東京都 FSの利用費補助 (10) 上越市 草津市 彦根市 甲賀市 米原市 江 北町 茨城県 つくば市 鎌倉市 鳥取市 学校外教育・塾の利用費補助* (3) 千葉市 大阪市 大分市 *：給付・受給申請等業務は外部委託
	[補助・助成] (10) 教育支援センター：対馬市 (2019年度まで) フリースクール：札幌市 京都府 鳥取県 福岡県 千葉市2 茨城県 三重県 愛媛県 相談事業：神奈川県	
メリットの 例	団体の運営の負担が軽減され、事業の安定や継続につながる	保護者・世帯の負担が軽減され、学びのハードルが下がる

2) 実施事例の概要：多様な学びへの経済的支援の事例

[図1]はこの報告で取り上げる55の事例（48自治体）について、それぞれの事業が開始された年度の件数を表したものです（時期を把握できる49事例のみ）。棒グラフ内の数字は、件数を表しています。棒グラフの青は施設・団体を対象とした事例、オレンジは児童・生徒の保護者や世帯を対象とした事例です。



年表：事例の事業が開始された年度

2) 実施事例の概要：多様な学びへの経済的支援の事例

前頁の[図1]の基となる年表です。事例について、自治体名と事業の分類を表しています。上段が団体・施設を対象、下段が児童・生徒の保護者や世帯を対象とした事業の分類です。

「多様な学びへの経済的支援について～自治体と民間教育施設の連携による実施事例から第4版」補足資料を改訂



3) 多様な学びへの経済的支援などの取り組みにおける“ベスト”とは？

それぞれの地域で、自治体と民間教育施設・団体、子ども・保護者との意思疎通が図られ、制度の設計や更改に反映されることが重要

公民連携を目的とした協議体設置状況：設置主体別・地域別一覧

関西

- 22.兵庫フリースクール等連絡協議会
- 23.学校外で学び育つ子どもの権利保障を進める会・ひょうご
- 24.兵庫県教育関係機関・フリースクール等意見交換会資料
- 25.神戸市教育機会を提供している民間の団体等連絡会
- 26.明石市教育機会を提供している民間施設との連絡会
- 27.西宮市 民間施設（フリースクールなど）との連携施設訪問及び情報交換会

中国

- 28.鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会
- 29.（鳥取県）フリースクール協議会 県資料
- 30.鳥取県不登校の親の会ネットワーク
- 31.広島県登校等児童生徒を支援している団体等との情報共有会

九州・沖縄

- 33.ふくおかフリースクールフレンドシップ協議会（県域）
- 34.不登校を考える親の会ネットワークふくおか（県域）
- 35.北九州市 意見交換会
- 36.福岡市フリースクール等意見交換会
- 37.大分県フリースクール等連絡協議会 施策評価調査
- 38.（大分県）フリースクール等連合会
- 39.不登校を考える親の会おおいた

中部

- 15.新潟市フリースクール等連携協議会
- 16.金沢市・不登校民間支援団体等連絡会 資料
- 17.金沢フリースクール協議会
- 18.岐阜県学校・フリースクール等連携協議会資料

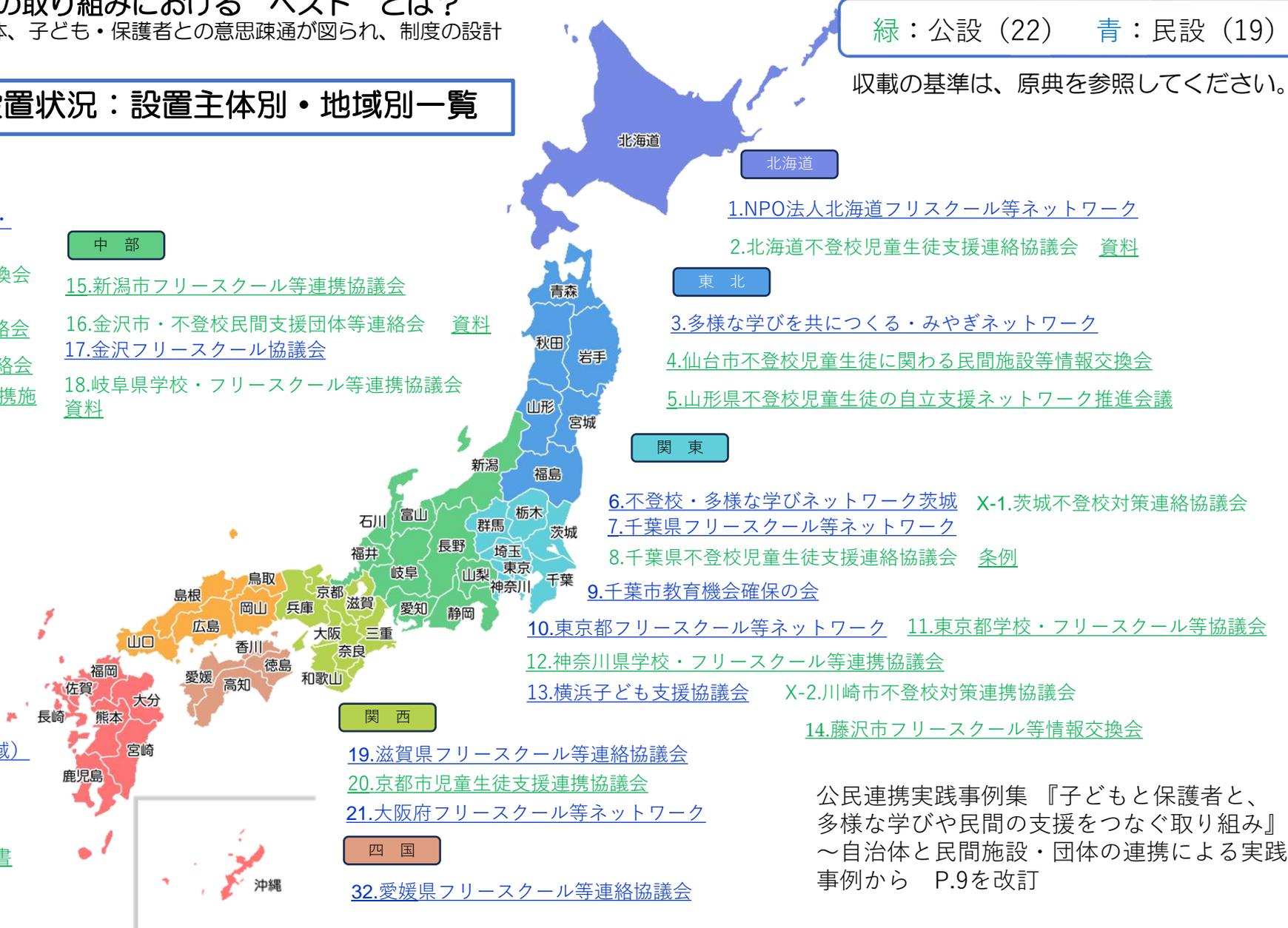
関西

- 19.滋賀県フリースクール等連絡協議会
- 20.京都市児童生徒支援連携協議会
- 21.大阪府フリースクール等ネットワーク
- 32.愛媛県フリースクール等連絡協議会

四国

緑：公設（22） 青：民設（19）

収載の基準は、原典を参照してください。



北海道

- 1.NPO法人北海道フリースクール等ネットワーク
- 2.北海道不登校児童生徒支援連絡協議会 資料

東北

- 3.多様な学びを共につくる・みやぎネットワーク
- 4.仙台市不登校児童生徒に関わる民間施設等情報交換会
- 5.山形県不登校児童生徒の自立支援ネットワーク推進会議

関東

- 6.不登校・多様な学びネットワーク茨城 X-1.茨城不登校対策連絡協議会
- 7.千葉県フリースクール等ネットワーク
- 8.千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会 条例
- 9.千葉市教育機会確保の会
- 10.東京都フリースクール等ネットワーク
- 11.東京都学校・フリースクール等協議会
- 12.神奈川県学校・フリースクール等連携協議会
- 13.横浜子ども支援協議会 X-2.川崎市不登校対策連携協議会
- 14.藤沢市フリースクール等情報交換会

公民連携実践事例集 『子どもと保護者と、多様な学びや民間の支援をつなぐ取り組み』～自治体と民間施設・団体の連携による実践事例から P.9を改訂

協議体の性質による分類：一覧

Type A～Cは民間のネットワークで、Type D・Eは公設の協議体です。

民間のネットワークのうち、活動地域・自治体に公設もある場合をTypeBに、自治体により連携先として事業に位置付けられているものをTypeCに分類しています。

公設のうち、協議体と会議・情報交換の性質により、TypeDとEに分類しています。

Type A	民設（B・Cに該当する可能性あり）
3	多様な学びを共につくる・みやぎネットワーク
9	千葉市教育機会確保の会
19	滋賀県フリースクール等連絡協議会
21	大阪府フリースクール等ネットワーク
32	愛媛県フリースクール等連絡協議会
33	ふくおかフリースクールフレンドシップ協議会（県域）
34	不登校を考える親の会ネットワークふくおか（県域）

公民連携実践事例集『子どもと保護者と、多様な学びや民間の支援をつなぐ取り組み』～自治体と民間施設・団体の連携による実践事例から P.11を改訂

Type A～C：民間のネットワーク(19)
Type D・E：公設のネットワーク (22)

Type B	民設。活動地域・自治体に公設もある
1	NPO法人北海道フリースクール等ネットワーク
6	不登校・多様な学びネットワーク茨城
7	千葉県フリースクール等ネットワーク
10	東京都フリースクール等ネットワーク
17	金沢フリースクール協議会
29	（鳥取県）フリースクール協議会 <small>県資料</small>
30	鳥取県不登校親の会ネットワーク
38	一般社団法人フリースクール等連合会（大分県）
22	兵庫フリースクール等連絡協議会
23	学校外で学び育つ子どもの権利保障を進める会・ひょうご
Type C	民設で、自治体により連携先として事業に位置付けられている
13	横浜子ども支援協議会

Type D	公設：協議体	
2	北海道	不登校児童生徒支援連絡協議会 <small>資料</small>
5	山形県	不登校児童生徒の自立支援ネットワーク推進会議 <small>資料</small>
X-1	茨城県	不登校対策連絡協議会
8	千葉県	不登校児童生徒支援連絡協議会 <small>条例</small>
11	東京都	学校・フリースクール等協議会
12	神奈川県	学校・フリースクール等連携協議会
X-2	川崎市	川崎市不登校対策連携協議会
15	新潟市	フリースクール等連携協議会
16	金沢市	金沢市・不登校民間支援団体等連絡会 <small>資料</small>
18	岐阜県	学校・フリースクール等連携協議会 <small>資料</small>
20	京都市	京都市児童生徒支援連携協議会
28	鳥取県	いじめ・不登校対策連絡協議会 <small>資料</small>
37	大分県	フリースクール等連絡協議会 <small>施策評価調査</small>
Type E	公設：会議・連絡会	
4	仙台市	不登校児童生徒に関わる民間施設等情報交換会
14	藤沢市	フリースクール等情報交換会
24	兵庫県	教育関係機関・フリースクール等意見交換会 <small>資料</small>
25	神戸市	教育機会を提供している民間の団体等連絡会
26	明石市	教育機会を提供している民間施設との連絡会
27	西宮市	民間施設（フリースクールなど）との連携施設訪問及び情報交換会 <small>資料</small>
31	広島県	不登校等児童生徒を支援している団体等との情報共有会
35	北九州市	意見交換会
36	福岡市	フリースクール等意見交換会

公民連携実践事例集

『子どもと保護者と、多様な学びや民間の支援をつなぐ取り組み』

～自治体と民間施設・団体の連携による実践事例から ほか

経済的支援や、公民連携のネットワークなど、多様な学びに関する事例集や、資料を作成・公開しています。活動者、自治体職員、取り組みを支える方々など、みなさまが共通の情報をもとに、検討や意見交換ができるよう作成しました。みなさまの地域や活動でお役立ていただければ幸いです。



事例集：多様な学びへの経済的支援について

作成：吉田みずえ 監修：古山明男 第4版'23年2月
子どもたちに支援を届けるための、補助や助成などの仕組みを特徴ごとに分類した51の事例を掲載しています。



民間施設についてのガイドラインの発展に関する考察 ～子どもたちの学ぶ権利の質の保障のために

古山明男 '23年6月
文部科学省の文書をもとに、各地の自治体が、フリースクールなどの民間施設ガイドラインを作成しています。子どもたちにとって、最善の利益になるようにブラッシュアップされたガイドラインについて考察しています。



事例集：公民連携の協議体

作成：吉田みずえ 監修：古山明男 '23年8月
自治体・教育委員会・学校と、民間の施設・団体の間での連携を目的として設置された協議体について、解説とデータを紹介しています。
公設による20の協議体と、フリースクールや親の会などの民間が設置する19のネットワークを掲載しています。

最新の資料は
多様な教育を推進するためのネットワーク
Webサイトで公開中
<https://altjp.net>

🔍 おるたネット



最新の情報をメールマガジンで！

おるたネットは、無料メールマガジン「おるたネットニュース」を隔週で発行しています。新着資料の公開などのWebサイトの更新情報や、多様な学びに関する最新の動向、コラム、団体内外のイベント情報などをお届けしています。

右記のQRコードから、おるたネットのWebサイト「おるたネットニュース」のページへ！

「メルマガ登録」のフォームからご登録ください。メールマガジンのバックナンバーも、こちらのページからご覧いただけます。

